

令和2年12月21日

野木町農業委員会第6回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第6回総会 会議録

1. 開催日時 令和2年12月21日（月）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 会長 9番 黒 須 市 郎
 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 3番 古 澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 潮事務局長・猪瀬次長兼庶務農地係長・手島主任
5. 付議案件
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第2号 農用地利用集積計画の策定について
 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について

「 議 事 」

- 事務局長 開会を宣言（午前10時）
- 議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号3番 古澤清一郎委員、4番 渡邊初枝委員を指名した。書記には、手島主任を指名した。
議事に入る旨を告げる。なお、1番鈴木誠委員が議事案件当事者のため退席後、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。
- 事 務 局 議案第1号（1件目）について説明。
南赤塚 3筆 3, 709㎡ 登記簿・現況ともに 畑
譲渡人 A 氏
譲受人 B 氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 譲受人の農業経営規模拡大を図るため
- 議 長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。
- 8番委員 12月13日午前10時から、7番委員、地元の5番委員、地元推進委員、B氏夫婦の立会いのもと現地調査を行った。B氏の夫は以前から申請地を借りて耕作を行っていた。夫婦と娘2人で協力して主に露地野菜を作っている。調査の結果なんら問題は無いと思われる。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。
- 5番委員 B氏夫婦は野菜中心に熱心に行っており、問題ないと思われる。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）
質疑が無いため、議案第1号について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。審議が終了したため、1番鈴木誠委員入場。
次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請（2件目）について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号(2件目)について説明。
南赤塚 1筆 9, 199㎡ 登記簿・現況ともに 畑
譲渡人 C氏
譲受人 D氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 譲受人の農業経営規模拡大を図るため

議長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

3番委員 12月16日午前10時から、6番委員、地元の5番委員、地元推進委員、D氏と代理人の立会いのもと現地調査を行った。
C氏は千葉県在住で、D氏は古河市在住である。申請地は元々一部が雑木林であったものを開墾している。現在はクローバーと麦が植わっている。将来的にはねぎを作りたい。D氏は息子が2名おり、忙しいときは手伝ってもらっている。C氏は遠方であり、近隣のD氏が耕作してもらえることは農地として管理する上でも良いのではないかと。

議長 質疑はないかと諮った。

7番委員 申請地は農地パトロールでもひっかかっていた山林ではなかったか。

5番委員 申請地は地目上畑だったが、実質一部山林化していた。今回の申請で開墾されている。

議長 他に質疑はないかと諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

5番委員 調査員の説明のとおりで、問題ないと思われる。

議長 他に質疑はないかと諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第1号(2件目)について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の3件目と4件目について、関連があるため一括して事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号(3件目)について説明。
野木 1筆 243㎡ 登記簿・現況ともに 田

野 木 3筆 4, 188 m² 登記簿 畑・現況 田
譲渡人 E 氏
譲受人 F 氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 譲受人の新規就農のため

議案第1号（4件目）について説明。

野 木 1筆 387 m² 登記簿・現況ともに 田
野 木 3筆 3, 546 m² 登記簿・現況ともに 畑
譲渡人 G 氏
譲受人 F 氏
権利の移転 賃借権設定
事由の概要 譲受人の新規就農のため

議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。

1 番委員 12月14日午前10時から、4番委員、地元の7番委員、地元推進委員、F氏とF氏の息子の立会いのもと現地調査を行った。E氏からは購入、G氏からは賃借である。
F氏は、古河市在住だが、野木で建材業をしながら新規就農する。トラクター、刈払い機を所有。コンバインと乾燥機は購入予定。主たる従事者はF氏と次男。今後小麦の作付けを考えている。E氏所有の現地は米が作付けしてある。G氏所有の現地は、耕作放棄地となっていたが、F氏が開墾した。現在は土壌改良の為にビール麦を植えた。今後はこちらも小麦の作付けを考えており、いずれ購入したいと考えている。ただ、粗収入から考えて、小麦だけで食べていくのは難しいのではないかと話した。

議 長 質疑はないか諮った。

5 番委員 申請者は建材業を営んでおり、また、申請地のすぐ隣に資材置場があるようだが、将来的に資材置場の用地としてしまう恐れはないか。

1 番委員 隣接地は非農地証明後、購入し残土置場とした経緯がある。今回の申請は賃借権の設定であり、転用も難しい土地であることも説明した。当然土砂も置けない旨説明した。譲渡人・譲受人とも話し、信頼できると思われる。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 F氏は実家が藤岡町で米麦農家を営んでおり、機械も借りられるとのこと。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第1号(3件目と4件目)について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号農用地利用集積計画の策定について、事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第3号について説明。

(1件目)

更新 南赤塚 1筆 3,088㎡ 現況 田
設定する者 H氏
設定を受ける者 I氏
期間 令和3年1月1日から令和5年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり米30kg
借賃の支払時期 毎年12月30日までに支払い

(2件目)

更新 友 沼 1筆 2,639㎡ 現況 田
設定する者 J氏
設定を受ける者 K氏
期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり8,000円
借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

(3件目)

更新 友 沼 2筆 9,620㎡ 現況 田
設定する者 L氏
設定を受ける者 M氏
期間 令和3年1月1日から令和5年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり11,000円

借賃の支払時期 毎年12月末日までに支払い

(4件目)

更新 友 沼 2筆 1,939㎡ 現況 田
設定する者 N 氏
設定を受ける者 O 氏
期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 全部で15,000円
借賃の支払い時期 毎年12月31日までに支払い

(5件目)

新規 川 田 1筆 3,292㎡ 現況 田
設定する者 P 氏
設定を受ける者 Q 氏
期間 令和3年1月1日から令和12年12月31日
利用権の種類 使用貸借権

(6件目)

新規 野 木 1筆 4,382㎡ 現況 畑
設定する者 R 氏
設定を受ける者 S 氏
期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

(7件目)

更新 友 沼 1筆 3,995㎡ 現況 田
設定する者 T 氏
設定を受ける者 U 氏
期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

(8件目)

新規 中 谷 2筆 4,524㎡ 現況 田

設定する者 V 氏
設定を受ける者 W 氏
期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 全部で11,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

(9件目)

新規 友 沼 2筆 4,888㎡ 現況 田
設定する者 X 氏
設定を受ける者 Y 氏
期間 令和3年1月1日から令和12年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年8月末日までに支払い

(10件目)

新規 川 田 2筆 2,368㎡ 現況 田
設定する者 Z 氏
設定を受ける者 a 氏
期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 水利費相当額
借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

(11件目)

新規 川 田 1筆 1,405㎡ 現況 田
設定する者 b 氏
設定を受ける者 a 氏
期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 全部で米30kg
借賃の支払い時期 毎年12月末日までに支払い

(12件目)

更新 友 沼 1筆 1,834㎡ 現況 田
野 木 1筆 723㎡ 現況 田
設定する者 c 氏

設定を受ける者 d 氏
期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり6,000円
借賃の支払い時期 毎年12月31日までに支払い

議長 質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第2号について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め、全て承認することを告げた。
次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告(1件目)について事務局の報告を求めた。

事務局 報告第1号(1件目)について説明。
中谷 2筆 362㎡ 登記簿・現況ともに 畑
中谷 3筆 889㎡ 登記簿 畑 現況 田
計 5筆 1,251㎡
権利を取得した者 e 氏
権利取得日 令和2年10月26日
取得した権利 相続による所有権

議長 この案件は調査不要であることを告げ、次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告(2件目)について事務局の報告を求めた。

事務局 報告第1号(2件目)について説明。
中谷 1筆 1,176㎡ 登記簿・現況ともに 田
権利を取得した者 f 氏
権利取得日 令和2年11月12日
取得した権利 相続による所有権

議長 この案件は調査不要であることを告げ、次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事務局 報告第2号について説明。
(1件目)
佐川野 1筆 1,724㎡の内1,200㎡ 登記簿現況ともに 畑

賃貸人 g氏
賃借人 h氏
解約理由 賃借人の都合による
合意解約日 令和2年11月17日

(2件目)

川田 1筆 1,405㎡ 登記簿 畑・現況 田
賃貸人 i氏
賃借人 j氏
解約理由 賃借人の都合による
合意解約日 令和2年11月27日

(3件目)

野木 1筆 243㎡ 登記簿・現況ともに 畑
野木 3筆 4,188㎡ 登記簿 畑 現況 田
賃貸人 k氏
賃借人 l氏
解約理由 賃貸人の都合による
合意解約日 令和2年12月4日

議長 この案件は調査不要であることを告げた。議案第1号から第2号及び報告第1号から第2号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局の説明を求めた。

事務局 ①人・農地プランの実質化について（産業課より）
②2020年農業委員会活動記録簿の提出について
③1月14日（木）農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の出席確認について
④野木町振興計画審議会委員選出について

議長 他に何かあるか諮った。（別になしの声あり）
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

（午前11時35分）